

宇土小いじめ防止基本方針

はじめに

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて、同年10月に国が「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定した。さらに12月には熊本県が「熊本県いじめ防止基本方針」を、平成26年2月には宇土市が「宇土小いじめ防止基本方針」をそれぞれ策定した。

この宇土小いじめ防止基本方針は、学校が家庭、地域、その他関係者との連携の下、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、職員の研修の在り方およびいじめ防止対策の年間計画をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

I いじめの防止等の対策のための組織

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はいない」という基本認識に立ち、全児童が安全で安心して学校生活を送ることができるように、本方針を定める。

2 宇土小いじめ対策委員会の設置

(1) 目的 いじめの防止及びいじめ事案発生時の対応を組織的かつ実効的に行うため、「宇土小いじめ対策委員会」を設置する。

(2) 組織 宇土小いじめ対策委員会の構成員は次のとおりとする。

校長、教頭、主幹教諭、情報集約担当者、人権教育主任、生徒指導担当、
（養護教諭、該当学年主任、担任等）
「学校いじめ対策組織」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当」という。）を「学校いじめ対策組織」内に最低1名を置かなければならない。
（必要に応じて）
PTA代表、市教育委員会指導主事、市子育て支援課職員、外部組織（警察等の積極的な活用）

（この「いじめ防止対策委員会」は、生徒指導委員会と兼ねるものとする。）

(3) 外部との連携 宇土小いじめ対策委員会は、必要に応じて次の関係機関と連携する。

市子育て支援課、市福祉課、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー、警察、スクールサポーター、青少年センター、民生児童委員・主任児童委員、その他

(4) 活動

① 日常的活動

- ア 現状の意見交換、実態把握
- イ 各教科等における取組
- ウ いじめ防止のための職員研修の立案、実施
- エ いじめ防止に係る児童・保護者・地域への啓発

② いじめ事案発生時の対応

- ア 事案に対する事実関係の情報収集と共通理解
- イ 事案の分析及び課題把握
- ウ 事案解決のための対応策の検討

③ 未然防止に向けた取組

- ア 学校教育活動における取組
- イ 保護者・地域との連携

④ 早期発見のための方策

- ア 教職員による観察や情報交換
児童の些細な変化に気づいた場合、いつでも情報を共有するよう努める。

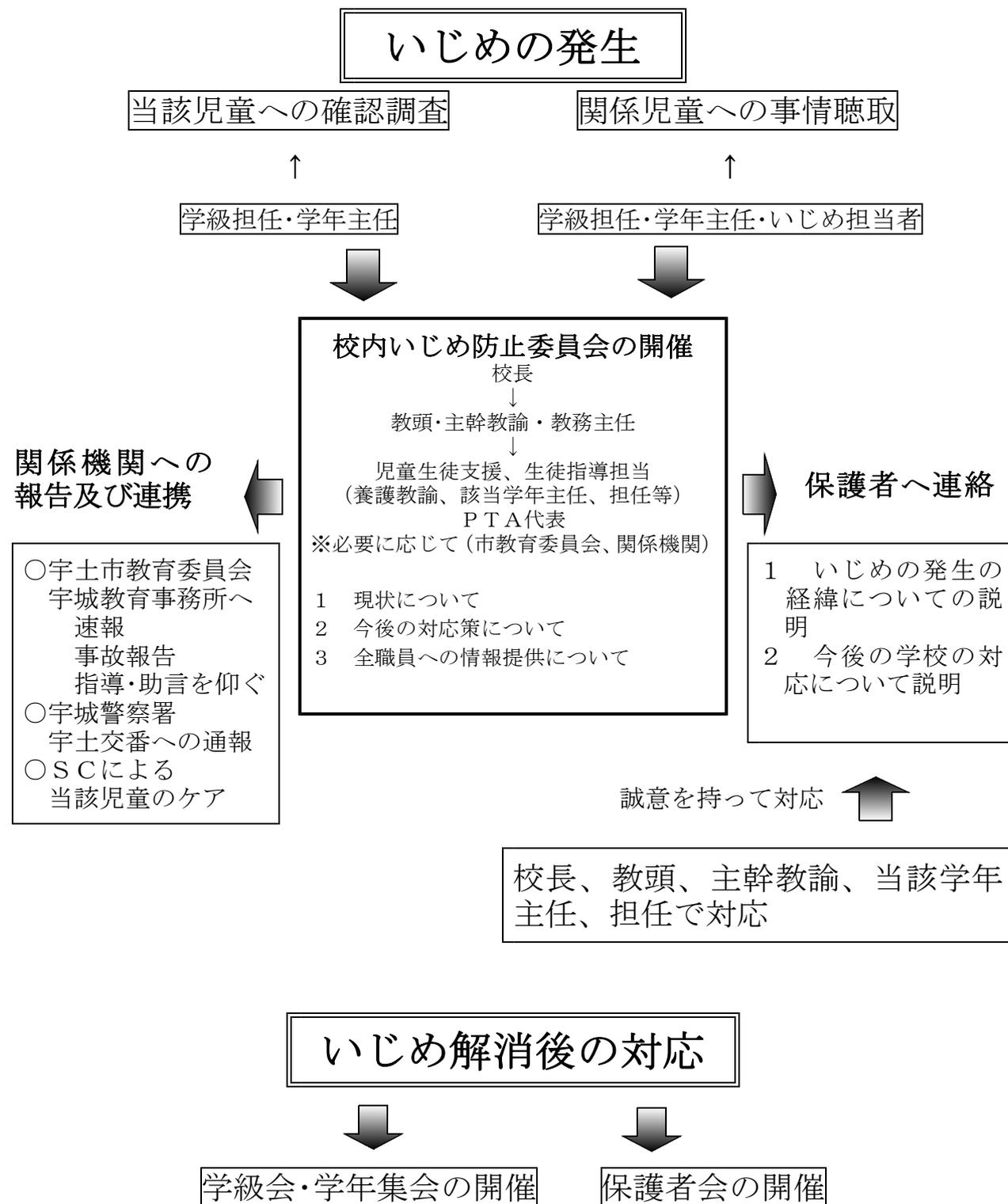
- イ 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。
- ウ 教育相談体制の整備
校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。
- エ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う

3 全体構想図



II いじめの防止等に関する措置

1 いじめ対応マニュアル



いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、速やかに組織で対応する。その際、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、その児童が抱える課題や悩みを理解しながら、その児童の人格の成長のためにも毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもとで取り組む。

2 いじめの未然防止

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ることを前提に、いじめを起こさない学校づくりを進める。

(1) 学校教育活動における取組のポイント

① 授業

- ・研究授業や公開授業、指導員訪問授業による授業力向上 → わかる授業づくり
- ・教師のコミュニケーション力アップ（伝える力と受け止める力）
 伝える力 → 子どもにわかりやすい説明や指示、子どもとの関係を良くしようとする配慮
 受け止める力 → 受容的な態度や表情、子どものつぶやきを拾ってあげられる感度のよさ
- ・規律ある学習集団づくり

② 特別活動－学校行事

	未然防止のポイント	早期発見のポイント
運 動 会	<ul style="list-style-type: none"> ・共に支え合う仲間づくりの視点で取り組ませる。 ・達成感や成就感を持たせ、学級や学年全員でその思いを共有させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習時間の開始前後や休憩時の様子 ・大会当日の応援・待機中の様子 ・競技終了時の様子
集団宿泊教室	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスのまとまりができていく実感を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動班編制時の様子 ・活動中や休憩中の様子
修 学 旅 行	<ul style="list-style-type: none"> ・共に支え合う仲間づくりの視点で取り組ませる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・班編制時の様子 ・活動中の様子
卒 業 式	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合ったきた級友への感謝の気持ちを持って式にのぞむようにさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習時間の開始前後の様子 ・式中（練習を含む）の様子

③ 特別活動－学級活動

- ・学級や学校の生活づくり
 - 1年生 「運動会を頑張ろう」「お楽しみ会の計画を立てよう」
 - 2年生 「みんなの良いところ探しをしよう」「お楽しみ会の計画を立てよう」
 - 3年生 「友だちになろう」「友だちの良いところを見つけよう」
 - 4年生 「学級の問題を話し合おう」「学級のめあてを決めよう」
 - 5年生 「学級の目標を決めよう」「友達の良いところを見つけよう」
 - 6年生 「学級の問題を話し合おう」「友達の良いところを見つけよう」
- ・望ましい人間関係の育成
 - 1年生 「なかよし学級との交流」「なかよしさんを見つけよう」
 - 2年生 「ぼくさびしかったんだ」「ぼくのランドセル」
 - 3年生 「ほんとうのともだち」「みんなで考えたこと」
 - 4年生 「いじめ根絶月間」「男女なかよく」
 - 5年生 「楽しい宿泊教室」「なごごて腹んたつ」
 - 6年生 「学級で話し合ったこと」「おばあちゃんとボランティア」

④ 道徳教育

- ・生命の尊さ、周りの人への思いやりや感謝といった道徳教育の重点目標を基盤にした教育活動を進める。
- ・道徳の時間において、一人一人の思いを交流する活動を展開する。
- ・他の教育活動との関連を図り、一層の効果をねらう。

⑤ 人権教育

- ・すべての教育活動で人権教育の視点に立った教育を推進する。
- ・言語環境を整え、お互いの人権を認め合う態度を育てる。
- ・いじめや差別を見抜き、許さない「人権を尊重する集団づくり」に取り組む。
- ・すべての児童の自己実現のため、学力保障、進路保障に努める。

⑥ 総合的な学習の時間

- ・仲間と協力して学習を進められる体験活動を展開する。
- ・異なる考えや他者の意見を受け入れ、尊重するような場面をもつ活動を取り入れる。
- ・体験からさらに思考を深めたり、自己を振り返る学習活動を仕組む。

⑦ 部活動

- ・宇土小部活動組織の一員であることの認識を深める。

- ・豊かな感性を磨く。
- ・活動におけるマナーを習得し、日常生活等に役立てる。

(2) 保護者・地域との連携

- ・学校のいじめ対策の取り組みについて、保護者会や学校だより、学級だよりを用いて発信する。
- ・学校 HP に、宇土小いじめ防止基本方針を概要版とともに掲載し、周知を図る。
- ・いじめに関する相談や情報の窓口を明確にし、周知や広報を継続して行う。

3 早期発見のための方策

(1) 教職員による観察や情報交換

① 授業中の観察ポイント

- ・教師が黒板を向いたときなどに気になる雰囲気になっていないか
- ・教科書への落書きはないか
- ・グループづくりで避けられていないか

② 休み時間の観察ポイント

- ・悩んだり怯えているような表情はないか
- ・教室移動時に、一人仲間から離れるなど気になる点はないか

③ 給食中の観察ポイント

- ・極端に多かたり少なかりつがれていないか
- ・机と机の間に不自然な隙間はないか等

④ その他

- ・児童と積極的に触れ合うことにより児童の様子を注意深く観察する。
- ・気になることは、すぐにいじめ対策委員会に報告するよう習慣づける。

(2) 定期的なアンケート調査や個人面談の実施

- ・原則として学期毎に「いじめアンケート」を実施する。
- ・アンケート結果を踏まえて、担任による個人面談を実施する。

(3) 校内点検の実施

- ・いじめ対策委員会による、下足箱や掲示物の点検
- ・学年部による、教室の点検（掲示物や机の落書き、不自然な机や椅子の乱れ等）

(4) 相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置

(5) いじめ発見チェックリストの活用

- ・学校用（学級担任用、教職員用） 学期初めに配布し点検する
- ・家庭用 1 2 月配付する予定。（併せていじめ根絶の重要性と学校の姿勢も啓発する）
- ・いじめの早期発見のためのセルフチェック

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 朝いつも誰かの机が曲がっていませんか。 2 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりしていませんか。 3 班にすると、机と机の間にすきまがありませんか。 4 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げなどをしていませんか。 5 教職員がいないと、掃除がきちんとできていないことはありませんか。 6 自由にグループ分けをさせると、特定の子どもが残ることはありませんか。 7 些細なことで冷やかしをするグループはありませんか。 8 学級やグループの中で、絶えず周りの顔色をうかがう子はいませんか。 9 自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せつけない雰囲気はありませんか。 10 特定の子どもに気を遣っている雰囲気はありませんか。 |
|--|

(6) 「いじめ」と「けんか・ふざけ」を見抜くポイント ～偽装や口封じを見破るために～

- ・当事者間が対等な関係にあるか
- ・一定のルールがあり、役割交代が見られるか
- ・行為に楽しさや心の交流が感じられるか
- ・行為の被害者の様子に変化はないか
- ・周囲の児童に、よそよそしさやしらけた雰囲気が感じられないか

4 いじめ発生時の具体的対応

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、速やかに組織で対応する。その際、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、その児童が抱える課題や悩みを理解しながら、その児童の人格の成長のためにも毅然とした態度で指導する。
これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた、あるいはいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめ対策委員会へ報告し、組織的な対応を図る。

(2) いじめられた児童に対して

- ・正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・安心して相談できる場の設定をする。
- ・本人の話を十分に聴き取る。
- ・いじめ解決の決意を伝達する。
- ・子どもを徹底的に守る姿勢を示す。
- ・スクールカウンセラー等と連携し心のケアを行う。
- ・家庭や外部機関等と連携する。

(3) いじめられた子どもの保護者に対して

- ・電話ではなく、その日の内に家庭訪問により誠意ある対応をする。
- ・正確な状況を伝達し、家庭の協力依頼を得る。
- ・保護者の思いを聞き取り、指導の方向性と解決への見通し伝達する。
- ・指導に関する経過報告を実施する。

(4) いじめた側の子どもに対して

- ・正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・子どもが落ち着いて自分の言動を顧みることのできる場を確保する。
- ・自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- ・相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化を図る。
- ・自分の長所を再認識させ、それを生かす生活のあり方を確認する。

(5) いじめた側の保護者に対して

- ・電話ではなく、家庭訪問や学校で面談するなどして直接事実を伝達する。
- ・複数対応を原則とする。
- ・事実を伝える際は、冷静かつ正確に行う。
- ・保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
- ・いじめた側に複数の児童がいる場合は、それぞれの保護者との間で「いじめの事実があり、自分の子どもがそれを行った」という共通の理解を図る。
※いじめた側の保護者の理解が得られず、いじめられた保護者との間で解決が図れないばかりでなく、いじめた側同士の保護者間で別のトラブルになった事例もある。
- ・いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

(6) 重大事案への対処

① 市教育委員会へ報告する重大事案の例

- ・生命、心身または財産に重大に被害が生じた疑いがあるとき
- ・相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされる疑いがあるとき
- ・犯罪行為として取り扱われるべき場合

② ①のような事案が起きたとき

- ・重大事態が発生した旨を、宇土市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・事態の関係児童と保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を、養護教諭等と連携して行う。

5 いじめに関する校内研修

(1) カウンセリングマインドの習得

① カウンセリングマインドとは

カウンセリングで大切にしている基本的な考え方や態度のこと。

具体的には、「児童を尊重する」、「児童理解を究める」、「人間関係を重視する」、「児童を主体にする」、「気持ちを受容しても行為を認めない」のポイントがある。

② カウンセリングマインドをもった教師像

- ・教えるよりも育てることに興味を持つ教師
- ・子どもの感情を大切にする教師
- ・行動の背後にある条件やプロセスを理解しようとする教師
- ・子どもから学ぶ柔軟さと謙虚さをもつ教師
- ・一人一人の独自性を大切にする教師
- ・教えること、守らせることをはっきり示せる教師
- ・子どもとの交流を大切にし、親しい関係を豊かに育む教師

③ カウンセリングマインドをもった教育活動の視点

- ・子どもがのびのび発言できる雰囲気づくりや言葉かけをおこなっているか
- ・学校で共通理解している授業のルールを徹底し、授業を乱す者に毅然として注意しているか
- ・不完全な解答であっても、その中にある子どものよさを認めるようにしているか
- ・答えにつまづいた子どもの気持ちに寄り添うような援助を行っているか
- ・授業において、子どもをほめたり励ましたりすることを大切にしているか
- ・教室の後ろまで通る声で授業をしているか
- ・子どもが、自分で考え答を見つけ出せる喜びを実感できる授業を展開しているか
- ・特別活動等を通して、子どもとの関わりを大切にしているか

④ カウンセリングマインドを習得する研修

- ・スクールカウンセラーの協力を受け、すべての職員が参加する研修機会を設ける。
- ・研修内容は、教育相談や日常の授業に役立てられる実践的なものとする。

(2) 事例研究

- ① 目的 生徒指導に関する教職員の力量を高め、問題行動の解決に向けた組織的取組を推進する。
- ② 内容
- ・問題行動の要因や背景を明確にし、子ども理解を深める。
 - ・子どもに対する効果的な指導や援助法を研究する。
 - ・教職員の共通理解を深め、相互連携を強める。
- ③ 手順
- ア** 事例から指導上の課題や問題点を明らかにする。
- イ** 問題解決のための指導仮説を立てる。
- ウ** 指導方法を検討する。
(変化の目標の明確化、行動の変容を援助、実現可能な目標の立案)

※事例研究をするときの事例は、インターネットから多種入手できる。

6 年間計画

4月	学校基本方針の周知と確認 組織作り、こども人権宣言作成
5月	第1回 人権教育・いじめ対策推進委員会 人権標語、ポスター作成 思いやりアンケート
6月	いじめ根絶月間 全校集会 生活アンケート 個人面談 思いやりアンケート
7月	第2回 人権教育・いじめ対策推進委員会人権学習授業参観 地区懇談会
8月	ポスター募集
9月	第3回 人権教育・いじめ対策推進委員会 思いやりアンケート 人権マスコット
10月	人権アンケート 個人面談
11月	第4回 人権教育・いじめ対策推進委員会校内人権月間 宇土市学人研授業研 人権学習 校内人権集会
12月	心のアンケート 個人面談
1月	第4回 人権教育・いじめ対策推進委員会 心のアンケート後追い調査
2月	心のアンケート後追い調査
3月	学校評価委員会 次年度へ向けての計画の見直し

※人権教育・いじめ対策推進委員会にていじめ問題について取り上げる。